

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外32名

被告 中部電力株式会社

## 原告 準備書面 46

令和3年2月5日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

弁護士 南 條 潤

外

令和2年9月29日付原告準備書面44（クリフエッジに関するもの）に対し、令和2年11月27日付被告準備書面(34)にて反論があったが、同書面は、上記原告書面で指摘した根拠に対し正面から答えていないように思われる。

この点を補充主張する。

## 第1 クリフエッジの特定が求められる根拠

- 1 クリフエッジの特定が求められる根拠として、原告準備書面44の2頁目以下では、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会の下に設置された「原子力の自主的安全性向上に関するワーキンググループ」による「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」（平成26年5月）（甲A第2号証）、及び、同原子力小委員会の下に設置された「自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ」による「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」（平成27年5月27日）を挙げた。

上記各提言において、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を出発点に実践が求められる取組」の1つとして、「我が国特有の立地条件に伴う地震・津波等の外的事象に着目したプラント毎の事故シーケンス及びクリフエッジの特定と、既存のシステムでは想定されない事態への備え及び回復を含むレジリエンスの向上」が挙げられている。

- 2 これに対し、被告準備書面(34)ではストレステストの実施等や深層防護の考え方について縷々述べるが、上記提言が「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を出発点に実践が求められる取組」として明示的に「クリフエッジの特定」を挙げているにもかかわらず、これを遵守しなくてよい理由が示されていない。

## 第2 求釈明等

被告準備書面(34)においては、被告は現時点において本件原子力発電所のクリフエッジを特定していないため回答できる値を保有していないという点、及び

「クリフエッジの特定」が必須ではないという被告の主張が述べられている。

電力事業者である被告として、①現在は「クリフエッジの特定」を目的とした取組・調査は行っていないということであるか、②本件各号炉の原子炉設置・変更許可申請が認められた暁には「クリフエッジの特定」を欠いたまま再稼働する可能性もあるということであるかにつき、回答されたい。

以 上